

特定非営利活動法人 難民支援協会

2012年度貸借対照表

2013年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	822,682	
普通預金	60,080,042	
定期預金	15,595,246	
棚卸資産	690,333	
未収金	4,083,899	
その他流動資産	847,051	
流動資産合計		82,119,253
2. 固定資産		
有形固定資産		
車両運搬具	180,107	
機器備品	156,242	
無形固定資産		
ソフトウェア	204,050	
電話加入権	84,424	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金	3,000,000	
固定資産合計		4,658,623
資産合計		<u>86,777,876</u>
II 負債の部		
流動負債		
未払金	9,182,768	
その他流動負債	28,069,419	
流動負債合計		37,252,187
負債合計		<u>37,252,187</u>
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	56,035,734	
当期正味財産増加額	▲ 6,510,045	49,525,689
正味財産合計		<u>49,525,689</u>
負債および正味財産の合計		<u>86,777,876</u>

注記

1. 重要な会計方針

- (1)商品の評価基準及び評価方法について
最終仕入原価法を採用しております。
- (2)消費税等について
消費税及び地方消費税処理は税込方式によっております。
- (3)資金の範囲について
資金の範囲には現金預金・未収金・その他流動資産・未払金・その他流動負債を含めております。

2. 次期繰越収支差額の内容は次の通りです。

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業	計
現金預金	76,497,970	76,497,970
未収金等流動資産	4,930,950	4,930,950
計	81,428,920	81,428,920
未払金等流動負債	37,252,187	37,252,187
計	37,252,187	37,252,187
次期繰越収支差額	44,176,733	44,176,733

3. 2013年6月末現在のコピー機リース料の残高が729,750円となっております。

4. 役員及びその近親者等との取引の内容

役員が代表を務める公益社団法人難民起業サポートファンドとの取引は次の通りです。

科目	計算書類に計上された金額	左の内役員及び近親者等の取引
(財産目録・貸借対照表)		
基金拠出金	3,000,000	3,000,000

2012年度財産目録

2013年6月30日現在

(単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
現金	822,682	
普通預金		
ゆうちょ銀行普通預金(東京貯金事務センター)	157,937	
ゆうちょ銀行振替口座(東京貯金事務センター)	1,174,508	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	12,681,492	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	6,096,894	
みずほ銀行飯田橋支店普通預金	3,278,854	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	14	
三菱東京UFJ銀行四谷支店普通預金	5,543,754	
三菱東京UFJ銀行三軒茶屋支店普通預金	1,198,487	
三井住友銀行飯田橋支店普通預金	4,274,139	
東京東信用金庫四谷支店普通預金	973,706	
岩手銀行東京営業部普通預金	617,961	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	347,288	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	181,165	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	23,553,843	
ジャパンネット銀行すずめ支店普通預金	0	
定期預金		
ゆうちょ銀行定期預金(東京貯金事務センター)	2,010,652	
みずほ銀行飯田橋支店定期預金	2,018,125	
三井住友銀行飯田橋支店定期預金	11,566,469	
棚卸資産		
商品(書籍・ポストカード等)	609,800	
製品(自主出版書籍)	54,656	
貯蔵品(切手等)	25,877	
未収金(助成金)	4,083,899	
その他流動資産		
立替金(職員雇用保険料等)	421,660	
前渡金(次期費用先払等)	118,754	
前払費用(建物保険料)	38,972	
短期貸付金	267,665	
流動資産合計	0	82,119,253
2. 固定資産		
有形固定資産		
複合機(2010年8月5日取得)	116,239	
中古軽自動車(2011年6月14日取得)	1	
中古自動車(2011年8月31日取得)	1	
軽自動車(2011年10月28日取得)	180,104	
中古軽自動車(2011年12月26日取得)	1	
サーバー(2012年2月14日取得)	40,003	
無形固定資産		
電話加入権(1999年11月16日取得)	77,924	
電話加入権(2006年9月13日取得)	6,500	
ソフトウェア(2012年3月28日取得)	204,050	
投資その他		
敷金	1,033,800	
基金拠出金(難民起業サポートファンド)	3,000,000	
固定資産合計		4,658,623
資産合計		86,777,876
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	9,182,768	
その他流動負債		
未払法人税等	70,000	
未払消費税等	326,100	
預り金(源泉所得税・住民税・社会保険料)	464,905	
前受助成金	27,208,414	
流動負債合計		
負債合計		37,252,187
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	56,035,734	
当期正味財産増加額	▲ 6,510,045	
正味財産合計		49,525,689
負債および正味財産の合計		86,777,876

固定資産は簿価にて計上しております。

2012年度 会計収支計算書

2012年7月1日から2013年6月30日まで

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収入の部			
1 会費収入		850,000	
2 一般寄附金収入		27,892,454	
3 特定目的寄附金収入		17,552,070	
4 現物寄附収入		1,409,917	
5 活動収入		11,410,095	
6 補助金収入		10,292,716	
7 助成金収入		57,029,178	
8 活動委託金収入		6,193,003	
9 受取利息等		217,386	
当期収入合計			132,846,819
II 経常支出の部			
1 事業費		127,446,647	
支援事業			
(1) 難民、難民申請者への適切な情報提供と助言	32,003,751		
(2) 困窮している難民、難民申請者への緊急人道支援	17,615,094		
(3) 難民、難民申請者及びそのコミュニティへの自立支援	10,788,816		
(4) 国内外における災害発生時におけるプロテクションの分野を中心とした人道支援	25,352,154		
渉外			
(5) 難民保護に関する調査、研究及び政策提言	20,110,994		
(6) 関連機関との難民保護及びプロテクションに関する経験交流と事業実施における協力	2,683,806		
広報			
(8) 難民支援に関する機関紙の発行並びに講演会、報告会及び文化事業等を通じた広報	18,892,032		
2 運営費		11,840,217	
3 法人税等		70,000	
経常支出合計			139,356,864
経常収支差額			▲ 6,510,045
III その他資金収入の部	0		579,504
減価償却控除額	579,504		
IV その他資金支出の部	0		206,567
棚卸資産増加額	206,567		
当期収支差額			▲ 6,137,108
V 正味財産増加の部			206,567
棚卸資産増加額	206,567		
VI 正味財産減少の部			6,716,612
当期収支差額	6,137,108		
減価償却額	579,504		
当期正味財産増加額			▲ 6,510,045
前期繰越正味財産額			56,035,734
期末正味財産額合計			49,525,689

独立監査人の監査報告書

平成25年9月3日

特定非営利活動法人 難民支援協会

代表理事 中村 義幸 殿

監査法人 エムエムピージー・エーマック

代表社員
業務執行社員 公認会計士

戎井重樹



当監査法人は、特定非営利活動法人難民支援協会の平成24年7月1日から平成25年6月30日までの2012年度の会計収支計算書、貸借対照表及び財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる特定非営利活動法人会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の収支、正味財産増減及び財産の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

特定非営利活動法人難民支援協会と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上